

# 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



国から児童手当を受給する子育て世帯へ一時金が支給されます！

※特例給付の方は対象となりません※

**はじめに・・・今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。**

※希望しない場合等は、6月5日までに、子育て支援課までご連絡をお願いします。  
受取を拒否する旨の届出書が必要となりますので個別にお送りします。

## 《支給対象者》

平成16年4月2日から令和2年3月31日生の方で、  
令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を綾川町で受給している方  
※3月分の児童手当の対象となっている中学校を卒業した方も含みます。

## 《支給額》

対象児童1人につき1万円です。

## 《支給予定時期》

対象の方には、6月中旬頃までに支給します。  
以降、確認ができなかった場合には、お問い合わせください。  
また、振込通知は送付しませんので、通帳の記帳などをご確認ください。

## 《支給方法》

児童手当を受給している口座に振り込みます。

## 【ご注意ください】

※児童手当の支給に指定していた指定口座が口座解約・変更等により振込できない場合は  
支給されませんので、令和2年12月末までに必ず口座変更のお手続きをお願いします。

**裏面に続きます。必ずご確認ください！**

## Q&A

### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

- A. 令和2年3月31日時点で居住していた市町村から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。  
※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

- A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、綾川町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでなるべく早めにご相談ください。  
住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。そうした場合は他方の配偶者等は支給を受けられません。

### Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

- A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは



綾川町 子育て支援課

電話：087-876-6510



「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに綾川町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに子育て支援課又は最寄りの警察にご連絡ください。